

現状（Plan/Do）

基本目標：1 とともに育ち、ともに学ぶために

通し番号	事業項目	事業内容	担当課	令和6年度実施状況	令和6年度取り組み状況
(1)子どもの健康維持・増進と障がいの早期療育					
1	①母子保健事業の推進	乳幼児の健康保持と成長発達を支援するために、乳幼児期に一貫した健診を実施するとともに、健診においてきめ細かな相談・指導を行います。その中で、健診で把握された障がいのある子ども及び発達上の支援を必要とする子どもに対して、訪問や個別相談により早期対応につながるよう、妊婦健康診査や家庭訪問、乳幼児健康診査等の充実を図ります。 さらには、乳幼児健診の受診率100%を目指した取組を推進するとともに、未受診者については訪問等で状況把握に努めるほか、子育て相談や発達相談等専門的相談事業を活用することで、早期療育が必要な乳幼児の早期発見に努め、子育て発達支援センターと連携を図ります。 また、子どもの気持ちや行動を受け入れて自己肯定感を育てることで、安定した情緒の発達につながるよう子どもを育てる父母や家族への支援の充実を図ります。	こども家庭課	計画通りに実施	乳幼児健診として、乳児前期健診、乳児後期健診、1歳8カ月児健診、2歳5カ月児健診、3歳5カ月児健診を行った。また、保育所等と連携し、集団での様子を踏まえた上で発達を確認し、健診結果を園と共有し、連携して発達支援を実施した。健診で発達支援が必要であると判断した児に対しては、子育て相談、家庭訪問等の対応をし、個別支援を行った。また、専門相談が必要であると判断した児に対しては、子育て発達支援センターの発達相談、言語相談、OT相談、発達クリニック、発達支援クリニック等を紹介し、必要時は医療受診を勧める等、早期の発達支援につなげた。また、療育の必要な児に対しては、療育の相談窓口である社会福祉課（子育て発達支援センター）と連携しながら、保護者に寄り添いつつ、早期療育の必要性を伝え療育が実施できるように進めた。 令和7年度に新たに5歳児健診の実施を計画し、保育所・幼稚園、学校教育課、幼児教育・保育推進課、子育て発達支援センターと連携し、準備を進めた。
2	②早期療育体制の充実	乳幼児への早期療育体制を充実するため、対象児の増加に伴うサービス提供体制の確保に努めます。また、美山・日吉地域の療育の希望にも対応できるよう地域的ニーズの把握を行うことで事業の充実を目指します。 子どもの早期療育体制を充実させるため、南丹市子育て発達支援センターが保健・医療・福祉・教育機関とのさらなる連携を図ります。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	子育て発達支援センターの事業として「プレ療育」を実施し、療育利用の優先順位を常時検討しながら、適正に「つくし園」を利用できるように調整を行った。療育利用児が子育て発達支援センターの専門相談事業を利用する際は、療育職員も同席することで、発達の共通理解や個別支援計画等の作成など、療育内容の充実につなげることができた。 早期療育体制の充実が図れるように通園先や医療機関など、関係機関とも連携を密に行った。
3	③障害児通園事業の充実	花ノ木医療福祉センター等で実施されている在宅の重度心身障がい児の健康維持、自立と社会参加を図るための日常生活動作や運動機能等の訓練、指導を行う障害児通園事業について、南丹圏域の2市1町と連携を強めながらサービスの充実を図ります。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	花ノ木医療福祉センターと個別児童発達支援事業を契約し、主治医や並行通園先とも連携しながら、重度自閉症等の障害児へのサービスの充実を図っている。
(2)保育・教育の充実と生活習慣の確立					
4	①早期発見・早期対応の充実	低年齢からの保育所等への入所傾向が増える中、巡回相談支援により、支援が必要な児童に関わる保育者が一人ひとりに寄り添った保育を提供することで保育の質の充実を図ります。また、職員の研修の充実を図るとともに関係機関との連携を図ります。	幼児教育・保育推進課	計画通りに実施	園児の発達に応じて関係機関が連携し、乳幼児からの発達状況を勘案して保育を実施するために保育士の加配が必要な場合は配置し、障がい児保育の充実を図った。また、遊びを通じて発達段階に応じた活動に取り組むことで体幹や手指の操作を獲得していけるよう配慮した。民間の認定こども園においても加配保育教諭を必要に応じて配置し、適切な保育環境の整備が実施された。
5	②巡回相談事業の充実	子育て発達支援センターが実施している、保育所・幼稚園・認定こども園巡回相談事業を継続するとともに、専門スタッフ（心理士、保健師、作業療法士、保育士）による相談・助言の内容についても充実を図ります。また、一層の専門的な対応や、就学後の見通しを持った支援を行うため、関係機関との連携の充実を図ります。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	保育所・幼稚園・子ども園等、南丹市の全ての園に対して、子育て発達支援センターの心理士と作業療法士が、従来通り巡回相談事業を実施した。また必要時、子育て発達支援センターの相談事業（発達相談、OT相談、言語相談、医師のクリニック等）につなぐことができた。
6	③障がい児保育の充実に向けた研修の充実	インクルーシブ保育の充実を図るためにも保育者の質の向上は欠かせないことであり、一人ひとりに丁寧なかかわりや経験が積み重なるよう保育の充実を図ります。国の動向や先進事例を学ぶ機会となる保育協会や府教委主催の研修に参加すること、アドバイザー派遣研修を各施設が受講することで、障がいの有無に関らず居心地の良い保育環境を構築し、さらには医療的ケア児の受け入れについても必要に応じて利用につながるよう相談体制の周知と看護職の確保に努めます。 また、幼少期からソーシャルスキルを身につけることへの重要性を理解し、人と関わる社会的経験をできるだけ多く積み重ねられるよう環境づくりに努めます。	幼児教育・保育推進課	計画通りに実施	保育協会等の外部研修や南丹市保育所・幼稚園・幼児学園・認定こども園連絡協議会の部会等での研修、所内研修などを通して、保育の内容を高める取り組みなどを行うとともに、特別支援を要する幼児への指導が継続できるよう関係機関や小学校等との連携を図った。
7	④教育相談の充実	市教育支援委員会の教育相談事業を一層充実させ、各保育所・こども園、幼稚園、小中学校における特別な支援を必要とする子どもの教育相談・支援を推進します。各学校・園においては、障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人や保護者、専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある子どもの就学先の検討を行い、将来にわたる自立への見通しを持つことができる相談活動に努めます。また、学校見学や体験学習等を行うなど、保護者及び本人の願いや悩みに応える相談に努めます。さらに、必要に応じて市子育て発達支援センター、たんば地域支援センター等、他機関における教育相談も活用します。	学校教育課	計画通りに実施	教育相談事業を一層充実させ、保育所、幼稚園、小中学校における特別な支援を必要とする子どもの就学先についての指導や支援を推進した。また、各学校・園においては、学校内の教育相談や就園就学指導體制の整備に努めるとともに、障がいの状況を把握し、将来にわたる自立への見通しが持てるような相談活動の推進に努めた。学校見学や保護者懇談により、一人ひとりのニーズに応じた教育内容について、保護者及び本人の願いや悩みに応える相談に努めた。さらに、必要に応じて市子育て発達支援センター、たんば地域支援センター等、他機関における教育相談も活用した。教育支援委員会の運営を工夫しながら、対象児童生徒のアセスメントや指導支援とともに就学相談活動を丁寧に行い、判定協議を進めることができた。
8	⑤特別支援教育の推進	共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、互いに認め合い尊重し合う「心のバリアフリー」の意識の啓発浸透を図るとともに、全ての幼児にとって遊びたいと思える環境づくり・全ての児童生徒にとって学びやすい授業づくりを推進する等インクルーシブ教育システムの構築を目指します。また、校園長のリーダーシップのもと特別支援教育コーディネーターを中心に校園内委員会を機能させ、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒を的確にアセスメントし、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を活用し、組織的に適切な指導支援を行います。保・幼・小・中及び特別支援学校との連携については「移行支援シート」を活用するなど切れ目のない支援の充実を図ります。	学校教育課	計画通りに実施	すべての子どもがともに学び合い、育ち合う共生社会の形成をめざした教育を推進した。また、特別支援教育コーディネーターを軸とした各校の校内推進体制を確立させ、校内委員会を機能的・効果的に実施した。 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒を的確にアセスメントし、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を活用した指導や支援の充実を努めた。保・幼・小・中及び特別支援学校との連携については、特に「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用を努めた。 通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を充実することができた。また、研究会を通して支援員の役割について認識を深めることができた。 「育ち合う子らの集い」では年齢や障がいのあるなしに関わらず同じ地域に住んでいる仲間として知り合うとともに交流を深め、心のバリアフリー意識を育む機会とすることができた。

基本目標: 1 ともに育ち、ともに学ぶために

通し番号	事業項目	事業内容	担当課	令和6年度実施状況	令和6年度取り組み状況
9	⑥進路指導の充実	障がいのある子どもの自立と社会参加をめざした進路の検討を進め、家庭や地域とともに自らの進路を切り開く力を育てる指導を充実させることにより、個に応じた積極的な進路選択の支援を継続します。特に、中学校の特別支援学級で学んだ生徒が高等学校への進学を選択する現状を踏まえ、学びの連続性が担保できる指導連携の在り方を検討します。中学校と高等学校・支援学校高等部、また、障害者就労・障害者支援事業所・相談支援機関・行政機関・ハローワーク・企業等の連携を強化し、障がいのある子どもの特性や発達状況に適した進路指導を推進します。中学校においては早期からの職業体験等の就労支援や進路指導を行い、自分の強みへの気づきを促し、進路選択の幅を広げるための指導や支援に努めます。	学校教育課	計画通りに実施	教育相談事業を一層充実させ、保育所、幼稚園、小中学校における特別な支援を必要とする子どもの就学先についての指導や支援を推進した。また、各学校・園においては、学校内の教育相談や就園就学指導体制の整備に努めるとともに、障がいの状況を把握し、将来にわたる自立への見通しが持てるような相談活動の推進に努めた。学校見学や保護者懇談により、一人ひとりのニーズに応じた教育内容について、保護者及び本人の願いや悩みに応える相談に努めた。さらに、必要に応じて市子育て発達支援センター、たんば地域支援センター等、他機関における教育相談も活用した。教育支援委員会の運営を工夫しながら、対象児童生徒のアセスメントや指導支援とともに就学相談活動を丁寧に行い、判定協議を進めることができた。
10	⑦職員研修の充実	合理的配慮を取り入れたインクルーシブ教育システムの構築等、特別支援教育に係る今日的な課題について、すべての教職員を対象とした研修や特別な支援を必要とする園児・児童・生徒のアセスメントや授業実践の交流協議等を通じた学び合いを推進し、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課	計画通りに実施	特別支援教育の充実に向けて、特別支援学校、医療関係、福祉関係等の人材活用及び特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任については、京都府総合教育センター講座等の活用や南船地域の教育研究会に参加し、特別支援教育の充実を図った。各校及び各中学校ブロックでの研修は工夫して取り組んだ。障がいによる特別な支援の必要な幼児児童生徒の理解と指導交流を行い、特別支援教育の充実を図った。
(3)発達障がいなどの理解と支援の充実					
11	①子育て発達支援センターにおける児童の成長発達への支援	乳幼児期から18歳未満の児童を対象とした児童の成長発達に関する相談対応・支援を行い、保護者が子どもの発達に見通しを持ち、育児をしていく上で安心感が持てるような支援をめざします。また、日常生活を送る上での困難を理解し、つまずきの要因を探ることで子どもが生きやすくなるような支援を充実します。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	各種相談でそれぞれの専門職が連携しながら子どもの特性を確認し、保護者へ関わり方の理解を促す助言を行った。また、就園先等とも連携しながら、子育てをとりまく環境の中で安心して子育てができるように育児支援を行った。
12	②発達相談事業	発達障がいのある子どもや発達上の支援を必要とする子どもと保護者が、自ら安心して相談を受けられるように、保健医療課、子育て支援課、社会福祉課、子育て発達支援センター、学校教育課、障害者支援相談員等の相談対応を充実し、保育所・幼稚園・学校との連携を一層図ります。また、学齢児以上のニーズに応えるため、発達障がいのある子どもに関する相談窓口となる機能やシステムの充実を図ります。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	発達支援相談事業として、発達相談・OT相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、18歳まで相談事業が利用できることを啓発した。支援内容の共通理解のために、関係機関との連携も密に行った。就学等の移行期の支援として、相談事業の結果を直接学校に出向いて連携・支援ファイルや移行支援シートの配布を行った。
13	③発達障がいの理解促進と二次障がいの予防	障がいのある子どもが、障がいのない子どもと幼少期から同じ地域社会の中で交流を重ねることで、障がいがあることを要因とする生きづらさを共有したり、困りごとを共に解決してもらうことで、必要な時に助けをお願いできる受援力の習得を促進します。それにより、自身の弱みや強みを把握する自己理解力を高めるとともに、他者から理解されることで自己肯定感を育み、二次障がいの予防へつながることを促進します。また、保育士等に対しては「スキルアップ講習会」を各園で実施し、支援が必要な子どもへの関わり方や発達障がいの特性についての研修を行うことで理解促進に努めます。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	ファミサポ講習会の講座や療育支援担当職員向けに発達障がいに関する研修会を行った。また、園巡回相談の一環として、保育所の加配保育士や経験年数の浅い保育士に向け、発達障害の理解を深めるための研修を実施した。保育所からの依頼で、子どもと保護者を対象とした親子参観の機会に、講話と親子運動遊びを実施し、発達支援の視点を子育てにも生かしてもらう支援を行った。
14	④関係機関等の連携と協働	発達障がいの早期発見と早期療育のために乳児健診等の母子保健事業との連携を図るとともに、継続した支援を行うため教育機関とも連携し、特別支援教育体制の構築に努めます。乳幼児健診や教育委員会へは子育て発達支援センターから専門職が参加し、連携を図ります。また、療育では個別の状況に応じた乳幼児期からの個別支援計画の作成等、母子保健事業・障害者福祉・教育関係の協働による支援体制の整備に努めます。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施	乳幼児健診で心理士・作業療法士が直接の相談を行いながら母子保健事業とも連携を行った。学校教育課・社会教育課とも連携を行い、福祉の支援体制や現状を共有する機会を持った。療育では、個別支援計画を作成し保護者との共通理解を深めるとともに、保護者を含めた関係機関との話し合いの場を設けて共通理解を図った。
(4)放課後活動等の充実					
15	①放課後、学校休暇期間の生活の充実	学齢期にある障がいのある子どもの放課後や学校休暇期間中の生活の充実を図るため、保護者が就労している障がいのある子どもの放課後児童クラブでの受け入れを検討します。また、放課後等デイサービスの適切な利用が促進されるよう関係機関との連携を図るとともに、地域生活支援事業(日中一時支援事業)の充実を図ることで、家族の就労支援や一時的な休息を図ります。	社会福祉課 社会教育課	計画通りに実施	南丹市立の小学校に在席している児童のうち、障がいがある子の利用申し込みがあった場合、保護者との面談のほか、小学校や発達支援センターなどの関係機関からも状況を聞き取り、そのうえで、放課後児童クラブの入部の要件を満たしている場合、受け入れることがあります。ただし、特定の児童のために放課後児童クラブの支援員を増員して配置することができないため、常時、障害がある子に寄り添うことはできない状況です。発達支援センターなどの専門機関から助言を受けながら対応した。
16	②放課後等デイサービス事業所の活用	支援を必要とする子どもに対し、学校や家庭と異なる時間、空間、体験などを通じて、個々の状況に応じた訓練等を行うとともに、子どもの地域社会への参加・包容を促進するため、集団での生活を保障します。また、保護者の子育ての悩みに対する相談を行うなど保護者支援の促進にも努めます。	社会福祉課	計画通りに実施	市内に開設されている7か所の放課後等デイサービス事業所において、生活能力向上のための訓練などのサービスを適切に受けられるよう促進することができた。また、日中一時支援事業についても適切なサービスが受けられるようサービス提供事業所との契約推進を図った。
(5)自立と社会参加のための支援					
17	①切れ目のない相談体制の連携	障がいのある子どもの成長に応じた相談が行えるよう関係機関や小学校等と連携を図るとともに、市教育支援委員会等を通じて一人ひとりの発達や障がいに応じた就学指導を図ります。また、支援が年少期から成人期まで円滑に引き継がれるよう、連携体制の充実を図ります。	社会福祉課 学校教育課 幼児教育・保育推進課	計画通りに実施	障がいのある子どもの成長に応じた相談が行えるよう関係機関や小学校等と連携を図るとともに、市教育支援委員会等を通じて一人ひとりの発達や障がいに応じた就学指導を図った。
18	②支援ネットワークの構築	南丹圏域の行政、福祉関係機関、教育、企業、地域の関係者がつながり続ける支援ネットワークの構築を図る中で、地域課題を共有し、障がいのある人を地域でどのように支援していくかについて検討を行います。	社会福祉課	計画通りに実施	南丹圏域の障害者施策については、京都府南丹保健所が中心となり、南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク(ほっとネット)を設置し、地域課題を洗い出し、目指すべき地域の姿について共有を図った。(運営委員会:4回開催)

通し番号	事業項目	事業内容	担当課	令和6年度実施状況	令和6年度取り組み状況
(1) 雇用・就労の支援					
19	①障がい者雇用の理解と啓発	障がいのある人の法定雇用率の段階的引き上げについての周知を図り、雇用率未達成企業の解消を促進します。また、毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心に、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を積極的に行うことで、障がいに関係なく希望や能力に応じて社会参加ができるよう、障がい者雇用の促進を図ります。	社会福祉課	一部、実施した	南丹市基幹相談支援センターやなんたん障害者就業・生活支援センターとの連携により、障害者や企業の相談対応を行った。南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク(ほっとネット)と連携して、啓発活動を実施している企業への働きかけの検討が必要。
20	②職親制度の普及・啓発	京都府が支援する職親事業(就労体験)と連携し、本人や家族のニーズに合わせて制度について情報提供に努めることで、障がいのある人が一定期間、事業経営者のもとで生活し、職業訓練を受けて一般雇用をめざす職親制度の普及・啓発に努めます。	社会福祉課	一部、実施した	京都府が支援する職親事業(就労体験)の内容を把握し、制度の周知に努めた。本制度を必要とする方への更なる周知を図る必要がある。
21	③障がい福祉サービスにおける支援の推進	日常生活をおくるために必要な能力や身体の機能向上を図るため、「生活訓練」や「機能訓練」を推進します。 一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、一般企業への雇用移行支援を行う「就労移行支援」を推進し、それぞれの人にあった職場探しを支援します。 一般企業への就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、「就労継続支援」を推進します。	社会福祉課	計画通りに実施	労移行支援、就労継続支援A型の利用ニーズが増加傾向であり、障がいのある方の就労に対する支援体制を整備し、継続して支援を行っている。
22	④障がい者の就労促進の充実	障がいのある人の就労を促進するため、南丹市障害者基幹相談支援センターやなんたん障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携を強化します。	社会福祉課	計画通りに実施	基幹相談支援センターを中心に障害者就業・生活支援センターと連携することで、障がい者の就労促進を図っている。
23	⑤職場への定着支援	一般企業へ移行した障がいのある人の就労に伴う生活面の課題に対応するため、南丹市障害者基幹相談支援センターが中心となって相談・助言などの支援を一定期間行うことで、職場への定着を支援します。	社会福祉課	実施していない	一般企業へ移行した障がいのある人の職場への定着を支援については他機関との連携により検討していく必要がある。
24	⑥福祉的就労の支援	福祉的就労施設、作業所への通所に要する交通費の補助を行い、利用者の経済的負担の軽減を図ることで、安定した福祉的就労の支援を行います。また、障害者就労支援ネットワーク運営事業により、市内の障害者就労支援事業所のネットワークを構築し、共同受注窓口の開設などにより、事業所の経営基盤強化、及び障がいのある人の就労の場の確保を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	作業所等通所支援事業として交通費を助成し、利用者の経済的負担を少なくしてきた。また、障害者就労支援ネットワーク運営事業として、商品・作業パンフレットを作成することで就労継続支援事業所の経営基盤を強化するとともに、利用者の就労の場の確保を図った。
25	⑦農福連携	きょうと農福連携センターの取組について情報連携し、京都丹波農福マルシェなどの情報発信・広報活動に協力することで事業の推進を図ります。また、市内の事業所とも農福連携についての情報共有を行うことで参画団体の連携強化を推進します。	社会福祉課	計画通りに実施	保健所を中心に協議会を開催し、市内の就労継続支援B型事業所が参画している。地元の農家との連携や農業改良普及センターからの情報提供、視察、研修に取り組んでいる。
(2) 関係機関の連携と多様な就労機会の創出					
26	①ハローワークとの連携	ハローワークや支援事業所との連携を図り、障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)を活用し、障がいのある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。また、企業や事業主に対して各種助成制度の周知及び活用を促進し、障がいのある人の雇用に関する相談体制の充実を図ります。	社会福祉課	一部、実施した	一般就労の希望がある障がい者からの相談については、障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携して、障がい者の雇用につながる支援を行っている。 障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)の活用をはじめ、事業主に対して各種助成制度の周知や障がいのある人の雇用に関する相談体制の充実を更に行う必要がある。
27	②教育・福祉との連携体制	新たに各種学校を卒業する障がいのある人や、障害福祉サービスによる就労支援を受けている人等に、就労の機会を広げるため、教育機関やサービス事業所、ハローワーク等の連携を図ります。	社会福祉課	一部、実施した	各種学校を卒業する障がいのある人については、支援学校等が実施する進路相談や京都府家庭支援総合センターが実施する地域生活相談により、卒業後の進路選択や地域生活について関係機関と協議や連携を図った。
(3) 生きがいづくりの促進					
28	①スポーツ活動への参加	障がいのある人が安全に楽しみながらスポーツ活動等に参加できるように、障がい者スポーツ大会等への参加を支援します。	社会福祉課	計画通りに実施	南丹市身体障害者福祉会では年間を通じ京都府等が開催する各種スポーツ大会へ参加するとともに、独自に各種大会を開催するなど生きがいづくりの促進に努めた。 また、府内の障がいのある方が一同に会し開催される第58回障害者ふれあい広場(スポーツ・レクリエーションフェスティバル)(5月26日開催)へ、南丹市身体障害者福祉会の他、市内各事業所からも積極的に参加し交流を図った。
29	②芸術文化活動の開催	障がいのある人がレクリエーション活動や芸術・文化活動を楽しみながら行えるよう情報収集・発信を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	南丹市身体障害者福祉会では年間を通じ京都府等が実施する各種レクリエーション大会等に参加した。また、南丹市身体障害者福祉会福祉大会を開催(10月17日)し、障がいのある方の社会参加の促進に努めることができた。 また、府内の障がいのある方が一同に会し開催される第58回障害者ふれあい広場(スポーツ・レクリエーションフェスティバル)(5月26日開催)へ、南丹市身体障害者福祉会の他、市内各事業所からも積極的に参加し交流を図った。
30	③グループワーク事業	精神的な不安のある人に対して、情報交換・手作業・調理実習等を介して得られる社会的交流の場を提供することで、自己への自信を取り戻し、社会復帰や精神疾患の再発防止を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	4地域の会場で年間18回実施した。1回あたりの参加者数が少ないこともあるが継続的な実施、また、こころの健康推進員や精神保健福祉推進家族会の協力を得ながら、小集団による交流の場や社会活動の機会の提供を行い、対象者の孤立・孤独の防止と社会参加の支援を行うことができた。
(4) 外出・移動の支援					
31	①移動環境の整備	すべての人が安全かつ容易に移動できるように、フリー乗降区間の設定やノンステップバスの導入、デマンドバス(タクシー)の運行等、交通弱者にとって必要な施策を行い、利便性の向上に努めます。また、JR山陰線の各駅及び周辺地区におけるバリアフリー化を促進します。	地域振興課 建設整備課	計画通りに実施	市営バスの車両について、乗降口の段差の低いノンステップ中型バスによる運行を行った。市営バス・デマンドバスでは、フリー乗降区間を設定した運行とし、日常生活を支える移動手段として利便性の確保に努めた。(地域振興課)
32	②移動支援事業の活用	地域生活支援事業(ガイドヘルパー派遣事業)の活用により、障がいのある人の移動を支援し、社会参加の促進を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	移動支援事業(ガイドヘルパー)による外出時等の支援を実施することで、障がいのある方の社会参加の促進を図った。 (R7実績※実利用者数:29人 延べ利用時間:500.5時間)

現状（Plan/Do）
基本目標:3 すこやかなくらしのために

通し番号	事業項目	事業内容	担当課	令和6年度実施状況	令和6年度取り組み状況
(1)保健・医療サービスの充実					
33	①健康診査の充実	疾病の発生を未然に防ぎ、健康づくりを支援するため、健康診査の充実に努めるとともに、受診を働きかけます。また、健診後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげます。	健幸まちづくり課	計画通りに実施	<p>集団健診（基本健康診査、各がん検診）を23日間（その内1日は受診環境整備の一環として休日健診）を実施し、個別健診についても協力医療機関で実施できた。</p> <p>健診予約システムのWeb申込とコールセンターを運用し、利便性の向上にも努めることができた。集団健診受診者に対しては結果報告会を12日間（その内1日は夜間）開催し保健指導を実施、精密検査の必要な人には受診を促して早期治療へとつなげた。</p> <p>○集団健診受診者数：(R6年)4,350人</p>
34	②生涯を通じた健康づくりの推進	南丹市健康増進計画、食育推進計画などと連携を図り、乳幼児期から高齢期までの年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。	健幸まちづくり課	計画通りに実施	<p>第2次南丹市健康増進・食育推進計画に基づき、住民一人ひとりが生涯を通じて健康でいきいきと暮らせるまちを目指し、「なんたん健幸都市プロジェクト」を展開し、「なんたん健幸ポイント」を事業のハブとして、健幸まちづくりを推進し年間を通して高齢福祉課、スポーツ推進課とも連携して取り組むことができた。また、健幸・食育レシピコンテスト事業では、入賞作品が保育所・小中学校の給食提供や園部城祭りの健幸レストランで商品化され、全世代に広がる食育の取り組みができた。</p>
35	③医療費助成制度の実施	障害者医療は、生活の安定と福祉の増進のため、各種の助成制度を実施します。	社会福祉課	計画通りに実施	<p>福祉医療については、府制度から対象者を拡大した市制度として、身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神保健福祉手帳所持者を対象として事業実施した。</p>
36	④医療体制の充実	医師会、歯科医師会との連携のもと、休日や夜間を含め、住民が必要なときに適切な治療を受けることができるように、医療体制の充実に努めます。また、医療機関や行政との連携会議等の開催により、医療体制の充実に向けた方向性を検討していきます。	地域医療室	計画通りに実施	<p>京都府、医師会、歯科医師会、京都中部総合医療センター等と連携し、適切な医療体制を図った。へき地過疎地等での受診機会の確保のため、南丹市国民健康保険南丹みやま診療所、同美山林健センター診療所を運営した。</p>
(2)難病患者への支援の充実					
37	①難病患者等への支援	難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、難病相談支援センターや保健所等の専門機関と連携することで支援体制の整備を図ります。また、難病患者の障害福祉サービス等利用について、積極的な周知に努めます。	健幸まちづくり課 社会福祉課	計画通りに実施	<p>南丹保健所難病対策地域協議会に参加し、難病患者の支援体制に関する課題について情報の共有、体制整備についての協議を行った。（健幸まちづくり課）また、難病患者とその家族の療養上の支援のため、地域包括支援センター及び基幹センターの相談員を中心として、地域包括ケア体制を確立するため、保健・医療・福祉が連携した。</p>
(3)精神保健福祉施策の推進					
38	①医療との連携体制の整備【新規】	精神障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、医療との連携体制の充実に努めます。	社会福祉課	一部、実施した	<p>案件毎に支援方法等について医療関係機関と連携を図っている。今後は、医療、保健と連携した精神保健相談支援体制の充実に努める必要がある。</p>
39	②精神疾患・精神障がいへの理解促進【新規】	精神障がいのある人も、地域住民のひとりとして充実した生活を送ることを地域で見守り応援することの理解を広め、障がいの有無にかかわらず互いに認め合うことの大切さを普及することに努めます。	社会福祉課	一部、実施した	<p>地域ケア会議などの機会を活用して、精神障がいのある方の充実した生活を送るための支援等の理解を深めた。また、今後は、地域住民への理解や普及を図る必要がある。</p>
40	③相談支援の充実【新規】	精神障がいのある人やその可能性のある人も含め、地域で定着した生活を送るため、暮らしの状況や抱えている悩みの相談に応じられるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所等との連携体制を強化します。	社会福祉課	計画通りに実施	<p>障害者機関相談支援センターを中心として相談支援事業所と連携会議を定期的開催している。また、市障害者相談員交流会を開催し、意見交換を図るなど連携体制を構築している。</p>

南丹市障害者計画（令和6年度～令和11年度）施策シート

現状（Plan/Do）

基本目標4 自立した生活をおくるために

通し番号	事業項目	事業内容	担当課	令和6年度実施状況	令和6年度取り組み状況
(1)相談体制の充実					
41	①相談窓口の充実	市役所における相談に関する情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、各関係機関との連携強化を図ることで相談体制の充実を図ります。 また、一般相談支援、地域相談支援、計画相談支援、障害者基幹相談支援センター等の各々の機能を活かし、相互に連携する仕組みが強化されるよう努めます。	福祉相談課 社会福祉課	計画通りに実施	福祉の総合相談窓口において、あらゆる分野の相談を受け付けて対応した。令和6年度に福祉相談課が対応した新規相談35件のうち、傷病・障がいに関係する相談は4件あった。 相談内容を聴き取り、傷病・障がいに関する相談があれば、福祉相談課と社会福祉課、南丹市障害者基幹相談支援センターで情報共有し、連携して相談に対応した。 また、福祉4センター会議において、南丹市障害者基幹相談支援センターのほか、関係機関・関係事業所と情報を共有することができた。
42	②相談支援の充実	市の関係課、市内の相談支援事業所や地域活動支援センターと連携し、相談窓口として必要な専門性の高い情報共有を行うことで、相談体制の充実に努めます。また、障がいのある人のみならず、その家族支援も充実するよう努めます。 さらに、障害者基幹相談支援センターが、相談支援事業所に対する相談、助言、指導等を行う等、相談支援の質の向上や人材育成など相談支援機能強化事業にも努めるとともに、地域生活支援拠点等の機能が充実するよう役割を踏まえた効果的な連携確保に努めます。	社会福祉課	計画通りに実施	毎月の地域活動支援センター会議により情報共有を図るとともに、地域の障害者相談員による「なんでも相談日」を開催することで、当事者や家族の目線に立った相談対応・支援を行った。また、基幹相談支援センター等機能強化事業により、社会福祉課内に障害者基幹相談支援センターを設置し、2名の相談員体制で当事者家族等からの相談に応じ情報提供助言を行い総合的・継続的に支援を行った。
43	③地域における相談活動の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員、こころの健康推進員や民生・児童委員等に対し、障がいについての情報提供や研修等を積極的に行い、障がいのある人の生活を守るため、地域での相談機能の強化を図ります。 また、身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員の活動への支援等を行い、障がいのある人やその家族が身近に相談できる体制の充実を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	身体・知的・精神相談員を旧町単位で配置し、毎月各地域で「なんでも相談日」の相談事業を実施した。また、相談員研修を行うことで、障がいに関する共通認識を高めた。 民生・児童委員に対して障害者相談員のチラシを配布することで、地域で活動する「障害者相談員」の周知を図った。
44	④相談支援体制の強化	相談に関する関係機関との連携を図り、情報を共有することで、いつでも誰にでも届きやすい情報提供ができる体制を整えるとともに、個々に対応した適切な相談体制の確立を図ります。 また、南丹市地域自立支援協議会を活用することで、障がいのある人をとりまく課題や現状の整理を行い、地域課題の改善に向けた取組を検証することで相談支援体制の強化に努めます。	社会福祉課	計画通りに実施	障害者支援ネットワーク会議や地域活動支援センター会議、相談支援事業所会議を開催することで情報共有し、相談支援体制のネットワークを構築した。
(2)情報体制の充実					
45	①情報提供体制の多様化	障がいのある人が、障がいのない人と同一内容の情報を同一時点において取得できるような情報提供体制の整備に努めます。また、障がい者福祉のあんない版冊子の発行のほか、インターネットやホームページ、SNS等、多様な情報伝達手段の活用にも努めます。	社会福祉課	計画通りに実施	WEBやSNS等による情報配信や手話通訳者の派遣等による情報提供を実施した。また、広域消防組合が運用開始している「Net119緊急通報システム（音声で会話することが困難な方のために、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービス）」の普及に取り組んだ。
46	②情報提供体制の整備	障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳・要約筆記等）を適切に受けられる体制を確保するため、意思疎通支援者の養成、及び派遣・設置を行うための体制づくりに努めます。 また、情報媒体のアクセシビリティ（=情報資源を不自由なく利用できること）に配慮し、障がいのある人が扱いやすく、手に入れやすい情報提供方法の研究・普及を図ります。 また、視覚障がいのある人を含め、全ての方が等しく読書を通じて文字・活字文化に触れることができる取組に努めます。	社会福祉課	一部、実施した	ふない聴覚言語障害センターに委託し、手話及び要約筆記奉仕員養成講座を実施し、意思疎通支援体制の充実に取り組んだ。 市ホームページではデータ放送（音声）の積極的な活用、「障がい者福祉のあんない版」については内容を項目ごとに分割しての掲載、拡大版の冊子の作成など、発信方法を工夫することで情報取得等の利便性を図った。
47	③障がいへの理解促進【新規】	障がいのある人の気持ちを理解し、見守り続けることの大切さ、障がいに対する正しい知識の周知を図るなど、積極的な情報発信に努めます。 また、ヘルプマークの普及・啓発への取組を強化します。 障がいのある子どもを持つ親が、働きやすく配慮された環境で雇用が継続されるよう、企業等の雇用主への理解促進に努めます。	社会福祉課	一部、実施した	ヘルプマークについては市ホームページ等をはじめ「ヘルプマークを知っていますか？」のチラシを活用し、普及及び周知に努めた。（配布数107枚） 障がいのある子どもを持つ親が、働きやすく配慮された環境で雇用が継続されるよう、企業等への理解促進を図る取り組み必要がある。
(3)権利擁護体制の充実					
48	①成年後見制度の利用促進	自己判断能力が制限されている知的障がいのある人、精神障がいのある人等の権利を守ることができるよう、成年後見制度の利用促進及び周知に努めます。また、成年後見制度の利用促進にあたっては、必要な方へ必要な支援が早期につながるよう「南丹市権利擁護・成年後見センター」と連携し、障がいのある人に対する権利擁護の充実に努めます。	福祉相談課	計画通りに実施	南丹市権利擁護・成年後見センターにおいて、成年後見に関する相談対応は、令和6年度に76件あり、そのうち、障がい者に関する相談は10件あった。また、成年後見制度利用支援事業においては24件の報酬助成を決定した。市民後見人登録者は12人であり、制度利用は2件あった。社会福祉協議会では法人後見制度の活動を展開している。弁護士・司法書士の専門相談は5件の利用があった。本センター運営委員会については4回開催し、事業や個別ケース対応について協議するなど適正な運営に取り組んだ。
49	②日常生活自立支援事業の推進	社会福祉協議会が推進する日常生活自立支援事業について支援し、制度の浸透に努めます。	社会福祉課	計画通りに実施	障害者基幹相談支援センターが、障害福祉事業者や相談支援事業者、地域包括支援センター等と連携し、地域福祉権利擁護事業の利用が必要な方に対して制度の紹介や利用に向けた援助を行った。
50	③障害者虐待防止対策の強化	相談支援事業の強化や事業所等との連携により、障害者虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、虐待事案が発生した場合には、専門的知見を活用し、迅速かつ適切な対応及び支援に努めた。	社会福祉課	計画通りに実施	相談支援事業の強化や事業所等との連携により、障害者虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、虐待が発生した場合には、迅速かつ適切な対応及び支援ができる体制整備に努めた。
51	④障がいを理由とする差別の解消の推進【新規】	障がいのある人から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があった場合、過重にならない範囲で行う「合理的配慮」について、行政のみでなく事業者にも周知・啓発することで障がいを理由とした差別解消への取組を推進します。また、障がいのある人や事業者からの相談等に適切に応じられるよう相談窓口の専門性の向上及び相談対応の質の向上を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	「南丹市障害者差別解消法ガイドライン」を策定し、市ホームページ等で市民や事業者へ周知・啓発を進めた。また、南丹市障害者基幹相談支援センターと連携を図りながら、出前講座や相談窓口体制の充実を図った。

基本目標:4 自立した生活をおくるために

通し番号	事業項目	事業内容	担当課	令和6年度 実施状況	令和6年度 取り組み状況
	(4)生活の場の確保				
52	①グループホーム事業等への支援	障がいのある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点からも、グループホーム事業等への支援に努めます。	社会福祉課	計画通りに実施	地域生活への移行を希望する障がい者の福祉向上を図るため、社会福祉法人等が行うグループホームの整備に要する経費に対する補助金交付要綱を設け、申請者へ補助金を交付した。 新規:1施設(定員20名)、増改築:1施設(定員5名)
	(5)包括的な支援体制の構築【拡充】				
53	①包括的な支援体制の構築【拡充】	障がいのある人が地域で安心して暮らせる共生社会を目指すため、関係機関や分野ごとの連携を強化し、包括的で重層的な支援体制の構築を図ります。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等のそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携確保にも努めます。	社会福祉課	一部、実施した	基幹相談支援センターを中心に地域包括支援センターや保健師により、地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉が連携を行なった。 また、R4年度に整備した「地域生活支援拠点等」の資源を活用したなかで、効果的な支援体制を構築していく。

南丹市障害者計画（令和6年度～令和11年度）施策シート

現状（Plan/Do）
基本目標5 安全で快適な暮らしのために

通し番号	事業項目	事業内容	担当課	令和6年度実施状況	令和6年度取り組み状況
(1)だれもが住みやすいまちづくり					
54	①ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	だれもが住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物や公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、住民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。	社会福祉課	実施していない	南丹市が策定する他計画にもユニバーサルデザインの普及啓発が掲げられていることから、各関係機関との連携及び協力により普及啓発を図る必要がある。
55	②公共施設などの整備・改善	公共施設等の多目的トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を推進します。また、障がいのある人等、誰もが使いやすい駐車スペースの確保に努めます。	建設整備課 社会福祉課	計画通りに実施	公共施設等の改修により、誰もが安心して利用できる施設の整備を行った。 ・南丹市役所1号庁舎改修：多機能トイレの整備 ・園部駅西口公衆トイレ外修繕：視覚障害者誘導用ブロックの修繕
56	③道路・交通安全施設の整備	安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線等の誘導ラインや視覚障がい者誘導用ブロック等、道路施設の改良を計画的に推進します。道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置等、設備の改善を関係機関に要望します。	建設整備課	計画通りに実施	道路施設の改良により、安全な歩行空間の確保を行った。 ・市道木崎小桜線：歩道拡幅(南丹市園部町木崎町 L=260m) また、道路バトロール及び地元要望等により、舗装の段差やポットホール等の修繕を実施した。
(2)だれもが暮らしやすい居住環境づくり					
57	①公営住宅におけるバリアフリー化	高齢者や障がいのある人の入居に配慮し、公営住宅の建設・建て替えに際しては、バリアフリー設計・改修を進めていきます。	都市計画課	実施していない	公営住宅等長寿命化計画により高齢者や障がいのある人の入居に配慮した改修を進める。
58	②各種給付・融資制度の周知	住宅改造の経済的負担を軽減するため、居宅生活動作保護用具の給付や、府の住宅建設(改良)資金の融資等の制度について、市広報をはじめ、ホームページ、パンフレットによる周知と利用促進を図ります。	都市計画課 社会福祉課	計画通りに実施	京都府等との連携により府・市ホームページをはじめ、各広報媒体により周知及び利用促進を図った。
(3)防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり					
59	①地域における交流と周知	日頃から障がいのある人のいる世帯と地域との交流が図られるよう、地域の行事等の機会を捉えて福祉に関する意識啓発を行います。	社会福祉課	一部、実施した	地域ケア会議など、他分野の会議等への参加により、地域の方に障がい者への配慮など障がい者理解等の情報提供や連携を行った。
60	②地域における防災・防犯体制の強化	習会や防災訓練を通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。また、防災に関するパンフレットの作成・配布や避難誘導板の設置を検討します。さらに、地域の実情にあった自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。	危機管理対策課	計画通りに実施	・聴覚障がい者の方々と意見交換を実施し、アイトラゴン4の導入を計画している。 ・各地域で自治会等が自主的に結成する自主防災組織における地域防災活動に対して補助金を交付することにより自主防災組織の育成に努めた。 ・南丹船井防犯協会に負担金を支出し、防犯活動を支援することにより犯罪に強い地域づくりを推進した。 ・南丹市消防団及び京都中部広域消防組合と連携協力し、災害に強い地域づくりを推進した。
61	③南丹市災害時要配慮者支援台帳の周知・啓発	災害時要配慮者支援台帳の整備は、平常時からの備えとして継続して実施することが必要であり、登録についての継続した周知・啓発に努めます。	福祉相談課	一部、実施した	災害時要配慮者台帳を適正に整備することで、災害時情報の伝達整備を進めることができた。 ・6月に関係機関へ更新台帳を配付 ・1月に新規登録対象者572人に対して登録勧奨を実施
62	④災害情報等の提供と防災意識の高揚	障がいのある人やその家族、入所支援施設等に対し、普段から防災に関する情報を提供し、災害時の行動規範の徹底や防災意識の高揚を図ります。また、情報の提供にあたっては、障がいの種類や程度により様々な方法を取り入れ、周知・徹底できるよう努めます。防災行政無線、文字放送、音声告知放送、メール配信等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。	危機管理対策課	計画通りに実施	障がいのある人やその家族、入所支援施設等も含め、常に防災情報の提供を図っている。また、防災行政無線、文字放送、音声告知放送、メール配信等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充についても推進を図った。

南丹市障害者計画（令和6年度～令和11年度）施策シート

現状（Plan/Do）

基本目標6 共感しあえる地域づくりのために

通し番号	事業項目	事業内容	担当課	令和6年度実施状況	令和6年度取り組み状況
(1)福祉の心・人権意識の高揚					
63	①各種メディアの活用	市広報やホームページをはじめ、新聞、テレビ、CATV等のマスメディアを積極的に活用し、広報・啓発に努めます。	社会福祉課	計画通りに実施	行政が実施する事業等については、市ホームページ・SNS・CATV・広報紙を活用し積極的に周知を図った。また、データ放送(音声)の活用等で手に入れやすい情報の提供を行った。
64	②障害福祉に関する啓発活動	「障害者の日(12月9日)」や「障害者週間(12月3～9日)」等の機会を捉え、街頭啓発、リーフレットの配布、講演会等を行うことにより、住民が障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深めるとともに、障がいのある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための運動を展開することに努めます。	社会福祉課	計画通りに実施	南丹市身体障害者福祉会(事務局:南丹市)において、「障害者週間」の啓発活動に取り組んだ。(街頭啓発、のぼり立て)
65	③相互理解の促進	障がいのある人と障がいのない人の相互理解、障がいのある人同士の相互理解を進め、だれもが支えあい、尊重し合えるような施策の展開を検討するとともに、障がいの特性を理解した「合理的配慮」についての周知・啓発に努めます。	社会福祉課	計画通りに実施	誰もが支え合い、尊重し合うため、南丹市障害者差別解消法ガイドラインに基づいて、周知啓発に努めた。
66	④関係団体等との連携の強化	各種障害者団体やボランティア団体等と連携して障がいのある人のニーズの把握に努め、障害者施策への反映に努めます。	社会福祉課	計画通りに実施	社会福祉協議会と協力して各当事者団体やボランティア団体との連携を図り、障がい者支援のニーズ把握や課題抽出を行った。
(2)地域のふれあい、支えあいの促進					
67	①地域コミュニティ・ネットワークづくり	地域で生活している障がいのある人が安心して生活していけるように、地域において障がいのある人のいる世帯を見守り、支援を行う地域コミュニティ・ネットワークの構築を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	市内4ヵ所に地域活動支援センターを開設し、障害者の居場所づくり、日中活動の場の提供を行った。(R6実利用者数85人、利用延人数2,156人) 民生委員や地域のボランティアの参加する企画もあり、地域コミュニティとの交流についても積極的に行った。
68	②ボランティア養成講座の充実	訪問活動・相談・付き添い・ガイドヘルプ・点訳・手話・要約筆記・音訳等のボランティア養成講座を充実し、人材の育成を図ります。	社会福祉課	計画通りに実施	手話・要約筆記奉仕員養成講座を開講し、コミュニケーション支援の人材育成に努めた。 (手話奉仕員養成講座修了者(入門)13名・(基礎)5名/要約筆記奉仕員養成講座修了者2名)
(3)地域ぐるみのネットワークづくりの推進					
69	①地域でのネットワーク体制の確立	地域ケア会議等を中心に障がいのある人への見守り体制の確立を検討するとともに、地域ぐるみのネットワークが機能する体制が整備されるよう社会福祉協議会等と連携します。	社会福祉課	計画通りに実施	障害者支援ネットワーク会議を各地域毎に開催し、地域における見守り体制の確立を図った。 (地域毎に2か月に1回開催、全体会を年1回開催)